

【資料9】
第9回適正な象牙取引の推進に向けた
官民協議会 説明資料

改正種の保存法（象牙取引関係）の振り返り 説明資料

2026年3月24日

経済産業省製造産業局生活製品課

環境省自然環境局野生生物課

議題4 改正種の保存法（象牙取引関係）の振り返り

- 改正種の保存法（平成29年法律第51号）附則第10条：政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 同法附帯決議（衆）：九 改正法附則第十条に基づき、改正法施行五年後に本改正内容の評価を行うとともに、以下の措置を講ずること。
 - ワシントン条約附属書に掲載されている種は、保全に国際的協力が不可欠であり、地球の自然体系のかけがえのない一部であるという観点から、国際情勢を踏まえて、抜本的な見直しを検討すること。
 - 違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国内取引の規制強化や交雑個体の取扱いについて検討すること。
- 同法附帯決議（参）：十一、アフリカゾウの密猟を防ぐため、象牙の国内市場の閉鎖が世界的な潮流となる中、国内市場を存続させている我が国においては、違法取引が疑われることのないよう、全形牙の登録の在り方の検討を含め、象牙の管理の更なる強化に積極的に取り組むこと。

前回の法改正からの制度面の振り返り

①象牙全形牙の登録制度の振り返り

②法第三十三条の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

③法第三十三条の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項（表示の義務）」の振り返り

④法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

The slide features abstract geometric shapes in blue and white. A blue shape is at the top left, a white shape is at the top right, and a blue shape is at the bottom right.

①象牙全形牙の登録制度の振り返り

①象牙全形牙の登録制度の振り返り

■平成29年度の法改正等の内容

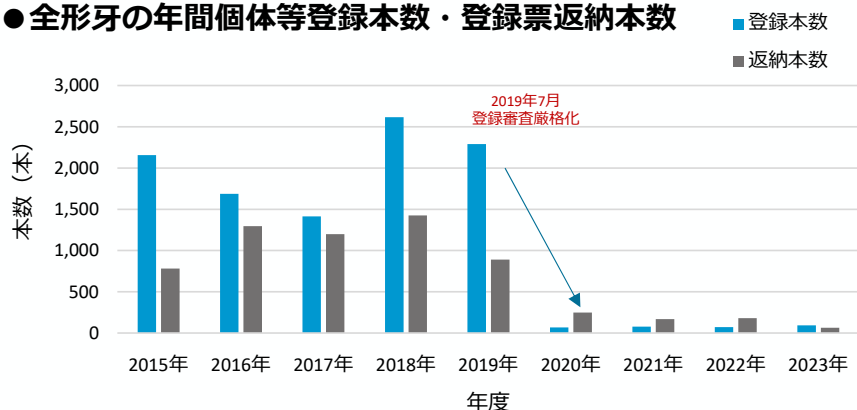
- 特別国際種事業者が登録制となり、所有する全形牙の個体等登録が必要となった。
- 全形牙の個体等登録には放射性炭素年代測定法による年代測定結果等、規制適用日以前の適法な取得を客観的に証明できる書類の提出を求め運用とした（2019年7月開始）。

■種の保存法施行状況評価報告書での指摘

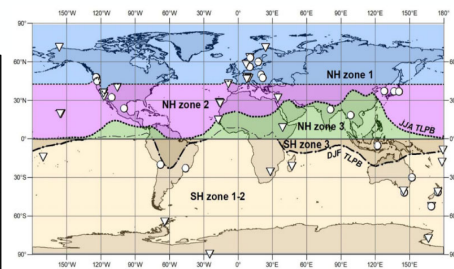
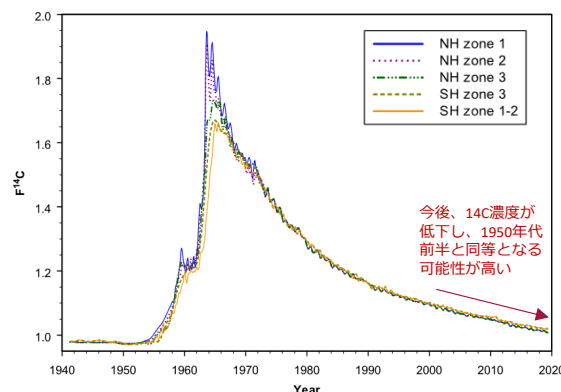
2023（令和3）年～2025（令和7）年にかけて種の保存法の施行状況評価を実施し、2025（令和7）年6月に報告書として取りまとめた。

- 全形牙の個体等登録件数は放射性炭素年代測定結果の提出を求めることとした年以降減少した。**国内における象牙の取引実態や在庫の把握にどのような影響を及ぼし、種の保存（ゾウの保全）に寄与しているか、慎重に分析すべき。**
- **放射性炭素年代測定法では今後規制前取得かどうか判別できなくなるおそれがあることは課題であり、測定分析事業者等と情報共有や意見交換を継続することが重要。**

●全形牙の年間個体等登録本数・登録票返納本数



●放射性炭素濃度の変化



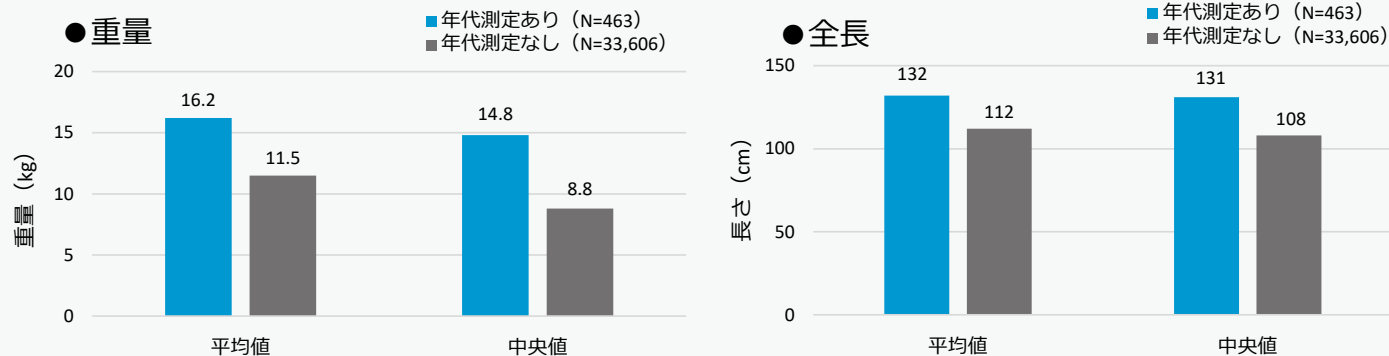
放射性炭素の分布帯（左グラフのZoneとの対応）

HUA, Quan, et al. (2022) Atmospheric radiocarbon for the period 1950–2019. *Radiocarbon*, 64.4: 723–745.より引用一部改変

① 象牙全形牙の登録制度の振り返り

■ 個体等登録審査厳格化の影響調査

□ 放射性炭素年代測定の有無別の個体等登録された象牙の大きさ比較



個体等登録がされている象牙のデータから、放射性炭素年代測定をしている象牙とそうでない象牙の重量と全長を比較。

個体等登録の際に放射性炭素年代測定の結果を求める運用開始後は、登録本数は激減する一方で、登録される象牙が大型化していた。

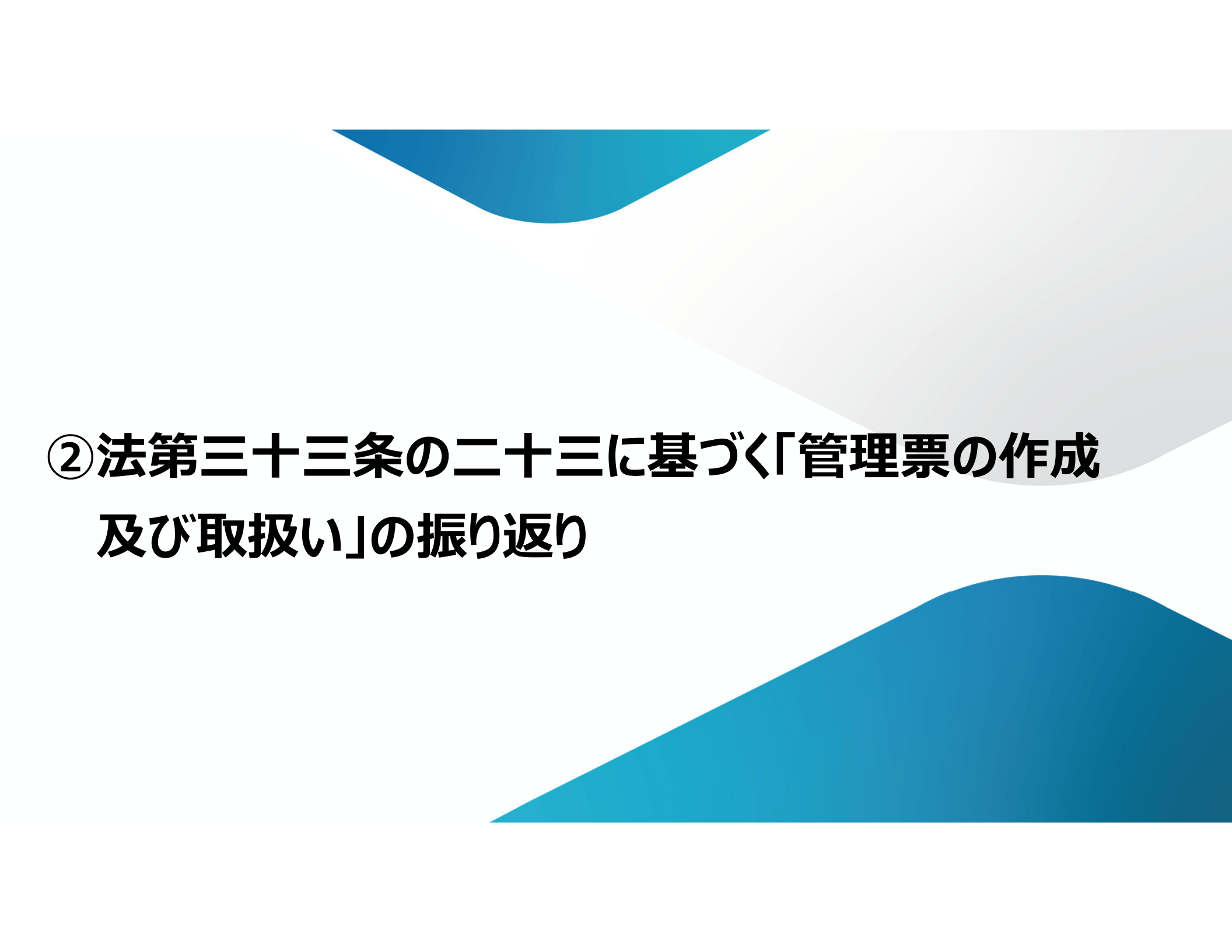
□ 関連事業者等へのヒアリング

● 放射性炭素年代測定事業者（3者）

- 測定は象牙を相続した個人が依頼してくる傾向がある。事業者（印章業者等）からの依頼はほぼない。
- 測定の目的で多いのは売却又は処分であるが、お金の換えたいというよりも手放したいという意識が高い。

● 東京象牙美術工芸協同組合

- 原材料（全形牙）は共同購買で調達していたが、2019年以降は原材料の減少とコロナの影響で縮小傾向で、**個体等登録審査の厳格化による影響は感じない**。入手先についても個体等登録審査の厳格化前後で変わった部分はないと思われる。
- 特別国際種事業者が登録制となったことで需要が減ったため、**供給の減少と均衡がとれている状況と認識**している。

The slide features a white background with abstract blue and white geometric shapes. A blue shape is at the top center, and a larger white shape is on the right side. A blue shape is at the bottom right.

**②法第三十三條の二十三に基づく「管理票の作成
及び取扱い」の振り返り**

②法第三十三條の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

【ワシントン条約及び種の保存法上の位置づけ】

- ワシントン条約（決議10.10）

＜マーキングに関して＞

2. あらゆる寸法の全形象牙、及び**長さ20cm 以上かつ重さ1 kg 以上の分割された象牙**には、以下の定型を使用して、打ち抜き型、消えないインク、その他の恒久的な方式によるマーキングを行うことを勧告する。（以下省略）

- 種の保存法

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三條の二十三 特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合には、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、特別特定器官等（**政令で定める要件に該当するものに限る。**以下この項において同じ。）の**入手の経緯等に関し必要な事項を記載**した管理票を作成しなければならない。

（以下、省略）

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

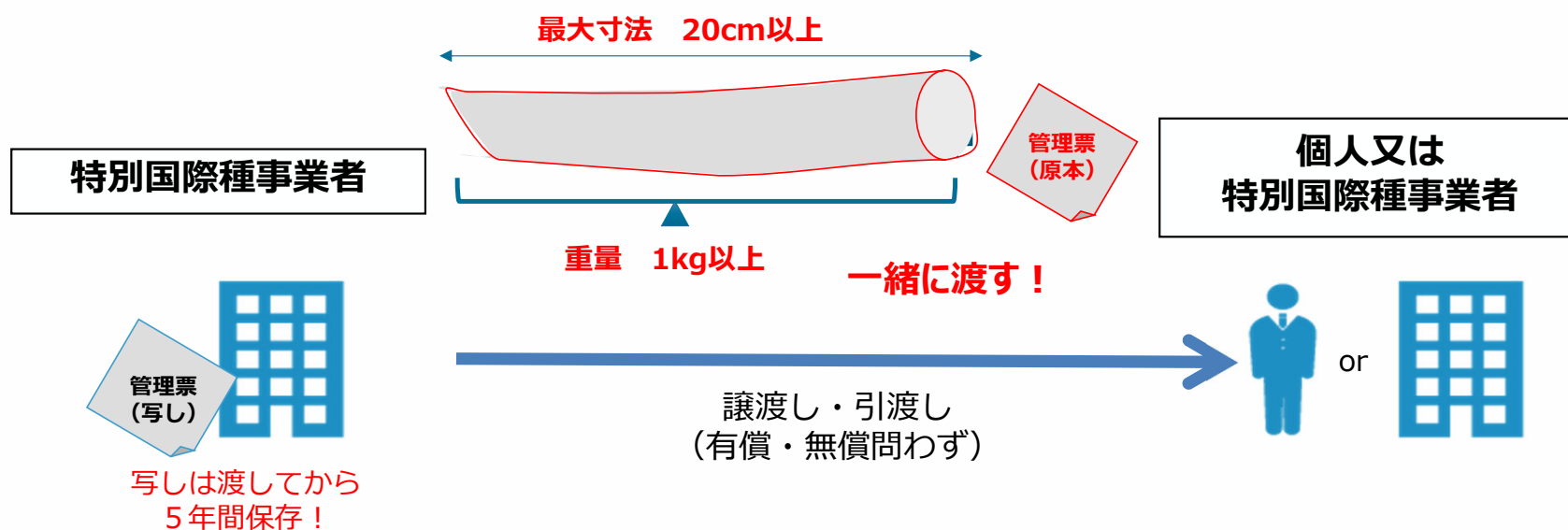
（管理票の作成をしなければならない特別特定器官等）

第十七条 法第三十三條の二十三第一項の政令で定める要件は、**重量が一キログラム以上であり、かつ、最大寸法が二十センチメートル以上であること**とする。

② 法第三十三条の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

全形を保持する牙の登録手続きを避ける「法逃れ」を防ぐなどの理由から、種の保存法改正（平成30（2018）年6月1日）以降に全形牙やカットピースの分割等により、**重量が1kg以上かつ最大寸法が20cm以上のカットピース等を新たに入手した場合は、管理票の作成及び保存が必要。**

当該カットピース等を譲渡し又は引渡しする際は、**管理票とともに渡す必要がある。**また、自身では当該**管理票を渡した日からその写しを5年間保存する必要がある（※）。**



(※) 1kg未満又は20cm未満のカットピース等の管理票を任意で作成し、当該カットピース等を譲渡し又は引渡しする際も、**管理票とともに渡す必要がある。**また、自身では当該**管理票を渡した日からその写しを5年間保存する必要がある。**

②法第三十三條の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

管理票 (NO. - -) 様式第 6 (法第 33 条の 23) 作成日 年 月 日

作成者の情報	
氏名又は名称	
代表者の氏名 (※法人の場合のみ)	
住所	
電話番号	
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称	
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の所在地	
特定国際種事業の届出又は特別国際種事業の登録を行った年月日	

原材料器官等又は特別特定器官等の情報	
種別	
重量及び主な特徴	
譲受け等の相手方 (作成者に譲渡し又は引渡しをした者)	氏名又は名称 代表者の氏名 (※法人の場合のみ)
	住所
原材料器官等又は特別特定器官等の譲受け又は引取りをした年月日 (作成者が直接輸入した場合にあっては、その年月日)	
登録票・管理票	
譲受け若しくは引取りをした原材料器官等に係る登録票の番号、又は譲受け若しくは引取りをした特別特定器官等に係る管理票の番号及び当該特別特定器官等に係る原材料器官等に備え付けられた登録票の番号 (作成者が直接輸入した場合にあっては、輸入貿易管理令に基づく輸入承認番号等)	原材料器官等に係る登録記号番号 () 特別特定器官等に係る管理票の番号 () 輸入貿易管理令に基づく輸入承認番号等 ()

注 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

入手の経緯等に関し必要な事項

特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業に係る登録に関する省令第31条にて管理票に記載すべき事項を整理。

②法第三十三条の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

【事実関係】

- NGO等の見解
 - ✓ 2018年6月にはトレーサビリティ情報を含む「管理票」の使用を義務化した。しかし、これらの制度は、象牙の出所と取得の経緯を（表向きであるが）確認することのできる唯一の機会である全形牙の登録と手続的に切り離されている。加えて、日本で流通するほとんどの象牙、とりわけハンコなどは、重さ1kg以上かつ長さ20cm以上という「管理票」が作成される要件に当てはまらない。
 - ✓ 全形牙から製品に至る取引を追跡するためのそれぞれの仕組みは、ばらばらに構築・管理されており、一連のものとなっていない。その点は、制度導入時点から変わらない。これでは、取引される象牙の出所と取得の合法性を確保することは不可能である。
 - ✓ 種の保存法違反事件に関し、買い付けた全形が保たれた牙を、法律上登録が不要となるように分割し、転売していた。
- 種の保存法違反等
 - ✓ （有）醍醐象牙店（特別国際種事業者登録番号：00487）による違反事例
<https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250604006/20250604006.html>
https://www.env.go.jp/press/press_05034.html
同店及び同店役員は、全形を保持した象牙を分割して材料や象牙製品を得た際に作成することが義務付けられている管理票を作成しなかった疑い（種の保存法違反）。
 - ✓ 折見将治（特別国際種事業者番号：05936）等による違反事例
<https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260202002/20260202002.html>
https://www.env.go.jp/press/press_02768.html
無登録の全形牙を他の容疑者に譲渡し、登録票の作成が必要のない重量が1Kg未満、かつ、20cm未満のカットピースに切断するよう指示し、切断後のカットピースを譲受け、顧客に販売した疑い。

**③法第三十三條の十一に基づく「特別国際種事業者
の遵守事項（表示の義務）」の振り返り**

③ 法第三十三條の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項（表示の義務）」の振り返り

【ワシントン条約及び種の保存法上の位置づけ】

- ワシントン条約
規定なし

- 種の保存法

（特別国際種事業者の遵守事項）

第三十三條の十一 特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特別特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特別特定器官等に第三十三條の二十三第一項又は第二項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特別特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2 特別国際種事業者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特別特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3 **特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の陳列又は広告をするときは、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三條の六第五項の規定により通知された登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を表示しなければならない。**

③法第三十三條の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項 (表示の義務)」の振り返り

特別国際種事業者 (象牙製品等を取り扱う事業者)

登録番号	
氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	そう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。

- 表示に際して、必要事項（左記図の「管理番号」～「登録の有効期間の満了の日」）が表示されればよく、表示の様式、大きさ、媒体等は問わない。
- また、標準的な様式（左記の図）を経済産業省のウェブページで公表。
- 特別国際種事業者自身で上記（左記の図）を参考に作成（印刷）して表示。
 - ✓ インターネット等取引
インターネットサイト、SNS等において、トップページ、会社概要のページ、プロフィール等の分かりやすい位置に一般の消費者が確認できるように、必要事項の表示が必要。
 - ✓ 店舗等取引
分かりやすい位置に一般の消費者が確認できるように、必要事項の表示が必要。

③ 法第三十三条の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項（表示の義務）」の振り返り

【事実関係】

- インターネット取引等に係る陳列又は広告において、当該事業者が適正に手続を行っている事業者かどうかを消費者やインターネット管理会社等が容易に確認できないと、無登録の事業者による違法な譲渡し等が行われるおそれがあることから、事業者自身が適正に手続を実施している旨を陳列又は広告の際に表示させ、当該制度を効果的に運用。
- 一方、対面販売又は非対面販売（インターネット販売等）かを問わず、事業者の中には、「登録番号」のみの表示しかしておらず、法令で定めている記載事項のすべてを表示していない事業者や、そもそも表示をしていない事業者が見受けられる（例：骨董市における過去の巡視結果では、改正直後においては届出制における特定国際種事業者の番号表示しかしていない事業者が多く、その後は、表示していない又は事業者番号のみの表示などが見受けられた）。
- 特別国際種事業者が表示義務（登録された情報のうち必要な事項を正しく表示しているかどうかを含む）を遵守しているかどうかの確認は、選定した事業者に対する立入検査又はインターネット検索等を行い直接確認する必要がある。

【産業界からの意見】

- ✓ 必要事項を自ら記載して表示するのは容易に不正（付与していない事業者番号等を記載）ができてしまい、また、実店舗で不正しているかどうか（事業者の登録番号等が正しいかどうか）を判断するのは難しいのではないかと（顧客もわざわざ調べることはしないのではないかと）。



④ 法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

④法第三十三條の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

【ワシントン条約及び種の保存法上の位置づけ】

- ワシントン条約（決議10.10）

＜ゾウ標本の取引に関して＞

7.b) 未加工の象牙及び象牙加工品を扱うすべての輸入業者、輸出業者、製造業者、卸売業者及び小売り業者を登録又は認可すること。

- 種の保存法

（特別国際種事業者の登録）

第三十三條の六 譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であつてその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下この章において「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章において「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）の登録を受けなければならない。

（以下、省略）

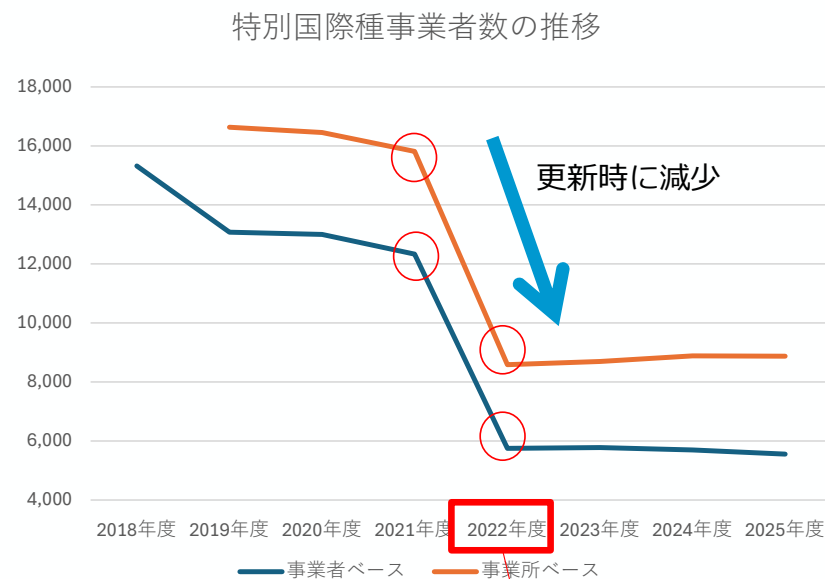
④ 法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

国内の象牙を取り扱う事業者の状況

【象牙取扱事業者（特別国際種事業者）：令和8年1月時点】

- 事業者数：5,556事業者
- 事業所数：8,871事業所

特別国際種事業者数	2018年 (5月時点)	2019年 (10月時点)	2020年 (1月時点)	2021年 (1月時点)	2022年 (1月時点)	2023年 (1月時点)	2024年 (1月時点)	2025年 (1月時点)
事業者数	15,319	13,073	12,997	12,334	5,750	5,778	5,696	5,556
事業所数	—	16,633	16,454	15,817	8,587	8,694	8,881	8,871



更新期日 (2021年5月31日)

④ 法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」

【主な国内業界団体】

＜東京象牙美術工芸協同組合＞ 会員事業者数：17社

- 取扱製品例：置物、根付、アクセサリーや、原材料（カットピース）等

＜公益社団法人全日本印章業協会＞ 会員事業者数：673社

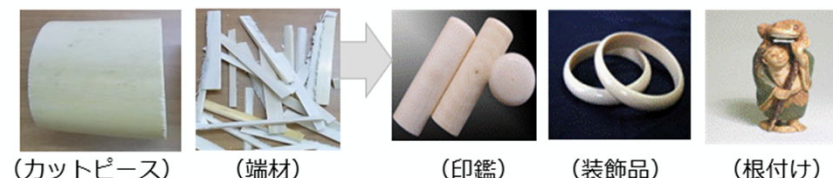
- 取扱製品例：印章（小売の印章業者が主）

＜一般社団法人全国邦楽器組合連合会＞ 会員事業者数：183社

- 取扱製品例：邦楽器（琴、三味線、和太鼓、尺八等）

＜日本左刃彫刻会＞ 会員事業者数：28社

- 取扱製品例：根付、彫刻品（置物、ストラップ等）



◆主要業界団体の会員企業に占める特別国際種事業者の割合

業界団体名	会員数	特別国際種事業者数	会員に占める特別国際種事業者の割合
東京象牙美術工芸協同組合	17	15	88%
全日本印章業協会	673	554	82%
全国邦楽器組合連合会	183	153	84%
日本左刃彫刻会	28	26	93%
合計	901	748	83%

④ 法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

【事実関係】

- 事業者に対する一層の管理強化（厳格な管理）の必要性を踏まえ、事業規制の枠組みについて強化を図るために「届出制」から「登録制」に変更。登録審査を経た事業者のみが認可を受けている状況。
- 特別国際種事業者には、様々な業態や企業の規模があることから、サプライチェーンの中で担う役割が違い、事業形態によって違法な取引に関わる蓋然性が異なる。一方、現状の仕組みの中では、すべての特別国際種事業者を一律同様の譲渡し等に関する規定で管理している。
- また、近年、特別国際種事業者が立て続けに逮捕され、取引された象牙製品が海外へ持ち出されようとする事案が発生している。

【産業界からの意見】

- ✓ 改正種の保存法に基づき、譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行おうとする者は登録を受けなければならないと規定されており、象牙製品を扱おうとするすべての事業者が登録を取得することとなっている。
- ✓ 一方、例として印章業小売事業者から持ち込まれた印材に名前等を彫るだけの加工のみを行っている者（象牙製品（印材）を引き取り、名前の彫刻、印章の引き渡し＝象牙製品（印材）の譲渡しが発生）や、組紐付き象牙製品の組紐のみが切れその組紐のみを修理する者（組紐付き象牙製品を引き取り、組紐の修理、組紐付き象牙製品の引き渡し＝象牙製品の譲渡しが発生）などについても一律登録をしなければならず、登録免許税や手数料の費用が発生することから、技術承継や事業継続そのものを躊躇してしまう懸念がある。

◆（参考）特別国際種事業者登録時の手数料について

- 特別国際種事業者登録業務は、種の保存法第33条の15第1項に基づく事業登録機関が実施（現在、事業者登録機関は、自然環境研究センターのみ）。
- 象牙等の譲り渡し等を行う事業者は、種の保存法第33条の6第1項、第33条の10第1項及び第33条の21第1項に基づき、事業登録機関に対して手数料を納付の上、特別国際種事業者の登録及び5年おきの更新が必要。
- 当該手数料は、種の保存法施行令第16条において33,500円と定められている。

<種の保存法>

第33の15 環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、**第33条の6から第33条の10までに規定する環境大臣及び特別国際種関係大臣の事務**（以下「事業登録関係事務」という。）について、**環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者**（以下「事業登録機関」という。）があるときは、**事業登録機関に行わせるものとする。**

第33の6 譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下この章において「特別特定器官等」という。）の**譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業**（以下この章において「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）の登録を受けなければならない。

第33条の10 **第33条の6第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。**

第33条の21 **第33条の6第1項の登録を受けようとする者又は第33条の10第1項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあつては、事業登録機関）に納めなければならない。**

<種の保存法施行令>

第16条 法第33条の21第1項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 1 法第33条の6第1項の登録 **3万3千5百円**
- 2 法第33条の10第1項の登録の更新 **3万2千5百円**

◆ (参考) 特別国際種事業者の登録手続きの作業、積算概要

	登録手続きの概要
(1) 件数 (登録平均総件数)	年間登録件数 (5年間の平均) より 1日あたりの処理件数を算出
(2) 作業 (時間)	<p>特別国際種事業申請及び登録後の運用にあたり、必要となる情報等を的確に処理・管理するために以下の作業を実施する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類受付・確認・問合せ業務 (提出書類の不足や真正性を確認) ・通知書作成・確認・発送業務 (更新期限の通知の発送等) ・登録簿更新・確認・公表業務 ・決裁書類作成・確認及び決裁業務 (資料等に誤りがないか、登録簿に更新して問題無いかについて複数人体制で内容を確認)
(3) 1件あたりの人件費	【(2)の作業時間】と【責任者及び作業者の給与】から人件費を算出
(4) 1件あたり物件費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品：入金案内、登録通知書等の書類 ・郵送料：普通郵便定型50g以内、普通郵便定形外100g以内の2通り ・パソコンやサーバーの運用にかかるシステム費用
(5) 人件費と物件費の合計	(3) + (4) にて登録1件あたりにかかる総費用を算出
(6) 一般管理費	
(7) 合計	(5) + (6)

適正な象牙取引の推進に関する論点

管理票

- 管理表の作成・運用の実効力を上げるため、進めるべきこと、注意すべきことは何か。

表示義務

- 特別国際種事業者が確実に表示義務を遵守するため、政府・民間それぞれにおいて更に取り組むべきことはあるか。特に、インターネット取引において、その特性を踏まえて対応すべきことは何か。

登録制度

- 問題事業者の排除に向けて更に取り組むべきことは何か。
- 事業形態の違い（製造、卸、小売、製造・卸、製造・小売、修理、印章彫刻等）を踏まえ、制度の実効性を高めるためにどのような取組が必要か。